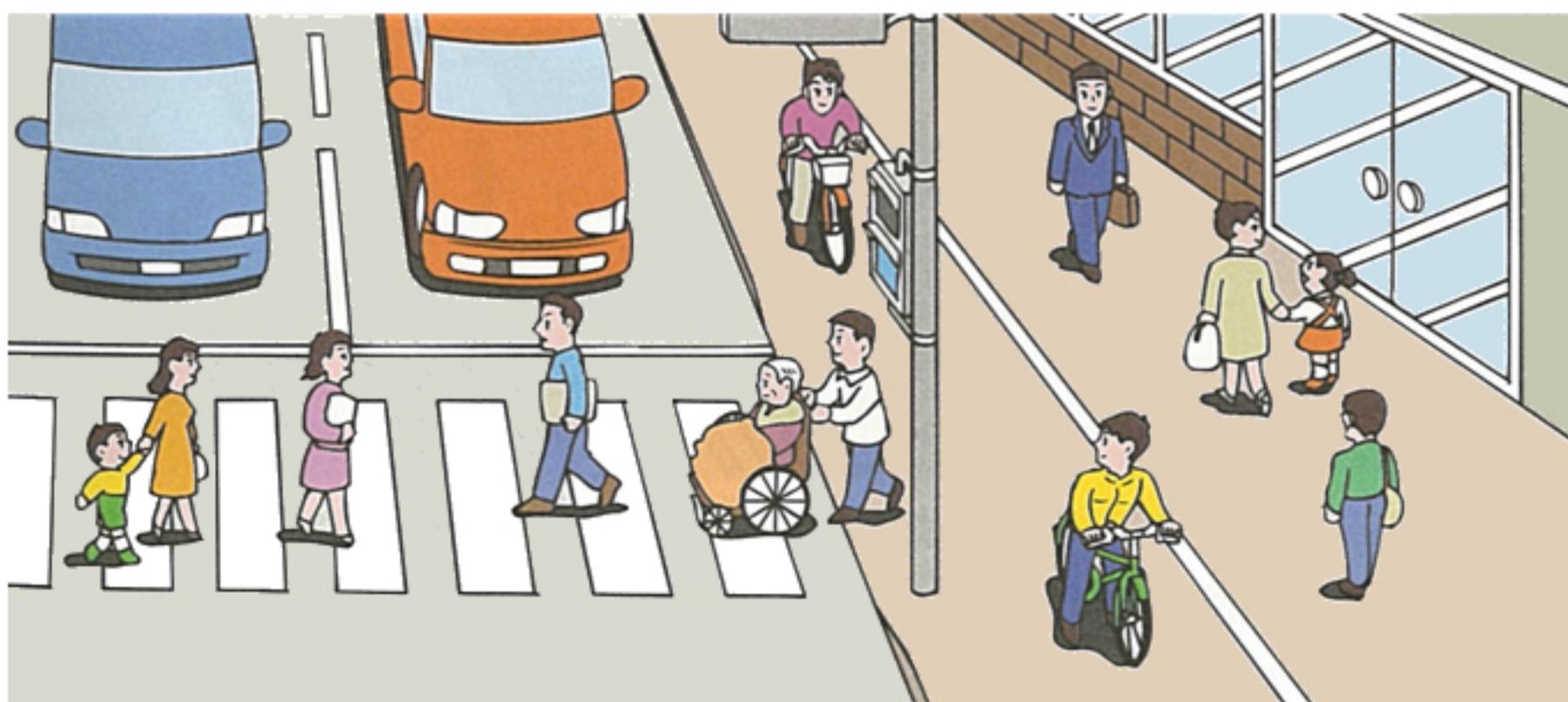


交通のきまりは、みんなが道路を安全、円滑に通行するうえで守るべき共通の約束ごととして、決められているものです。

交通のきまりや、信号、標識などの意味をよく理解してお互いに守るようにしましょう。

1 お互いにゆずり合うこと

- 道路はみんなが使うところです。まわりの歩行者や車の動きに注意して、相手の立場になって、思いやり、ゆずり合いの気持ちを持ちましょう。
- 幼児やおとしより、からだの不自由な人がいるときは、必ずいったん止まるか、じゅうぶん速度を落とし、危険のないように注意しましょう。
- 歩道や横断歩道を通行するときは、交通が混雑しているところでは、自転車から降りて、押して歩くようにしましょう。その場合は、歩行者のきまりに従わなければなりません。
- 横断歩道では歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げることがない場合を除き、人を先に通しましょう。



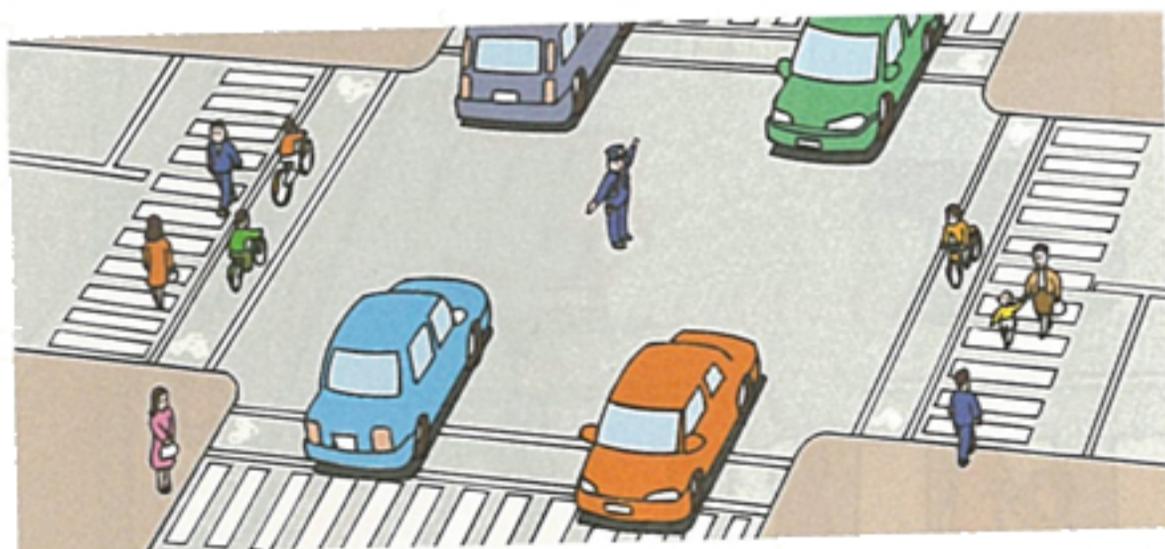
2 信号や標識・標示に従うこと

- 信号は、前方の信号に従わなければなりません。横の信号が赤であっても、全方向が赤になる信号や時差式の信号もあり、前方の信号が青であるとは限りません。
- 自転車は車両用の信号に従わなければなりません。しかし、歩行者用の信号機に「歩行者・自転車専用」の表示がある場合や横断歩道を進行する場合は、歩行者用の信号機に従わなければなりません。自転車に関する信号の種類と意味は別表1(1)45ページのとおりです。
- 白地に青の左向きの矢印の標識（別表2(2)47ページ）があるときは、前方の信号が赤や黄であっても左折できます。この場合、横断している歩行者などの通行をさまたげてはいけません。
- 標識・標示によって行われる交通規制には従わなければなりません。自転車に関係する標識・標示の種類とその意味は別表3（47ページ）のとおりです。



3 警察官などの指示に従うこと

- 警察官や交通巡視員が手信号や灯火による信号（別表1(2)46ページ）により交通整理を行っている場合は、この手信号や灯火による信号に従わなければなりません。この場合、手信号や灯火による信号が信号機の信号と違っていても、その警察官や交通巡視員の信号に従わなければなりません。



- 警察官や交通巡視員が、通行の方法などについて必要な指示をすることがありますが、その場合は、警察官や交通巡視員の指示に従って行動しなければなりません。

4 自転車の正しい乗り方

自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、特に次のことに注意しましょう。

ア 自転車に乗ってはいけない場合

- 酒を飲んだときや疲れが激しいときは、乗ってはいけません。
- ブレーキが故障している自転車には乗ってはいけません。また、夜間などには、前照灯のつかない自転車や尾灯も反射器材もない自転車には乗ってはいけません。
- サドルにまたがったときに、足先が地面につかないような、からだに合わない自転車には乗らないようにしましょう。
- 自転車の二人乗りは禁止です。ただし、大人の方が幼児用の座席に幼児一人を乗せているときは別です。

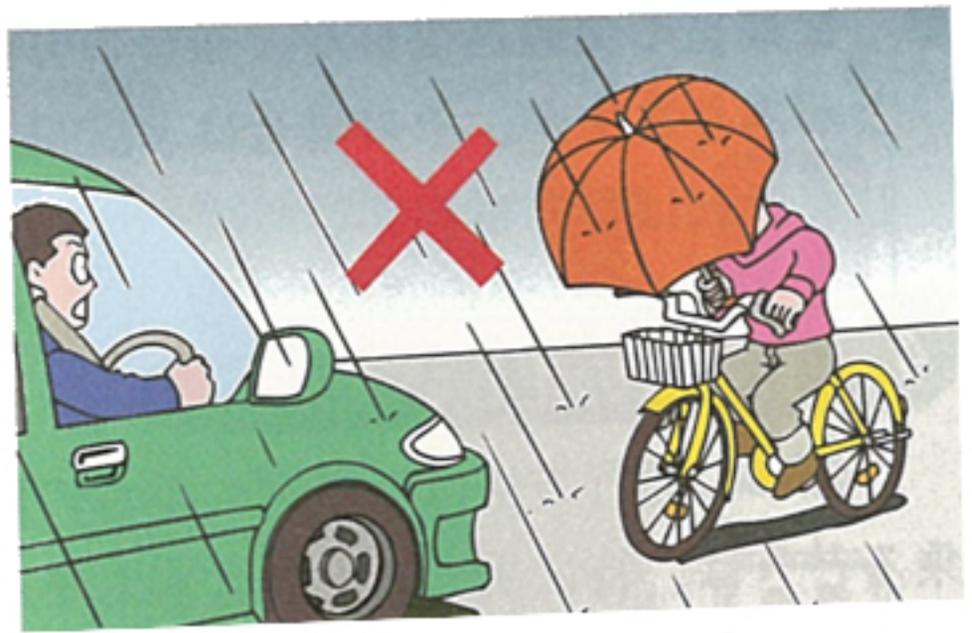


なお、自転車は、停車時も転倒の危険があるので、幼児を乗降させるときは十分注意し、幼児を乗せたままのときは短時間でも自転車から手を離すことのないようにしましょう。

- 手放し運転は、絶対にしてはいけません。



- 雨の日に自転車に乗るときは、かさ差しや、かさを自転車に固定して運転したりするのは危険ですので、雨合羽等を着るようにしましょう。また、物を手やハンドルにさげたりして乗るのも危険なのでやめましょう。



また、犬などの動物を引きながら自転車に乗るのもいけません。

イ 自転車乗車用ヘルメットの着用

- 保護者は、こどもが自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せて運転するときは、こどもに自転車乗車用ヘルメットを着用させましょう。



また、こどもに限らず、自転車に乗るときは、安全のためできるだけヘルメットを着用するようにしましょう。



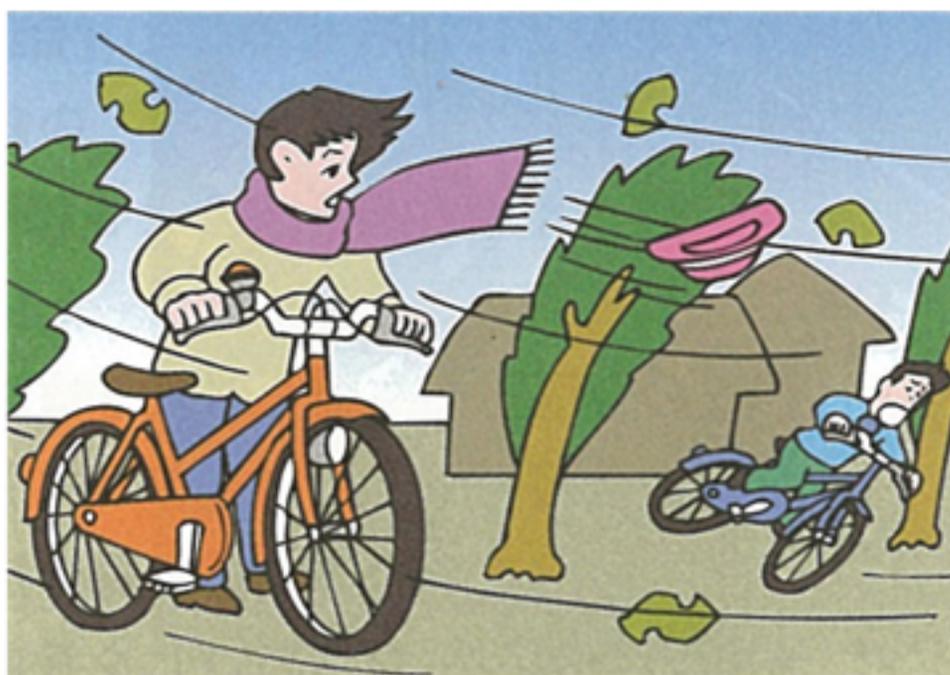
ウ 自転車に乗るときの服装

- 自転車に乗るときは、自動車の運転者や歩行者などから見やすいように、できるだけ明るい目立つ色の衣服を着用したり、反射材を使用しましょう。

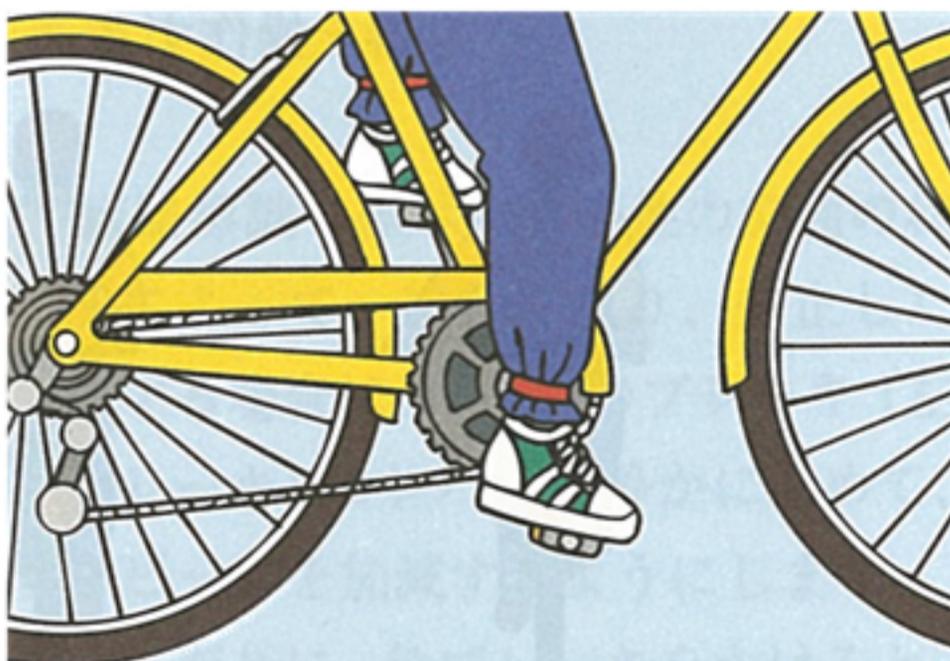
自動車は、速いスピードで走っています。特に夜間など、黒系統の衣服では、運転者から発見しにくいので、明るい色のもの（できるだけ反

射材の付いたもの) を着るのがよいでしょう。

- げたやハイヒールをはいて乗らないようにしましょう。
- つばの大きい帽子は、避けましょう。風が急に吹いてきたりすると、吹きとばされそうになったり、とばされたりします。その場合、帽子に気を取られて、危険な状態になることがあります。

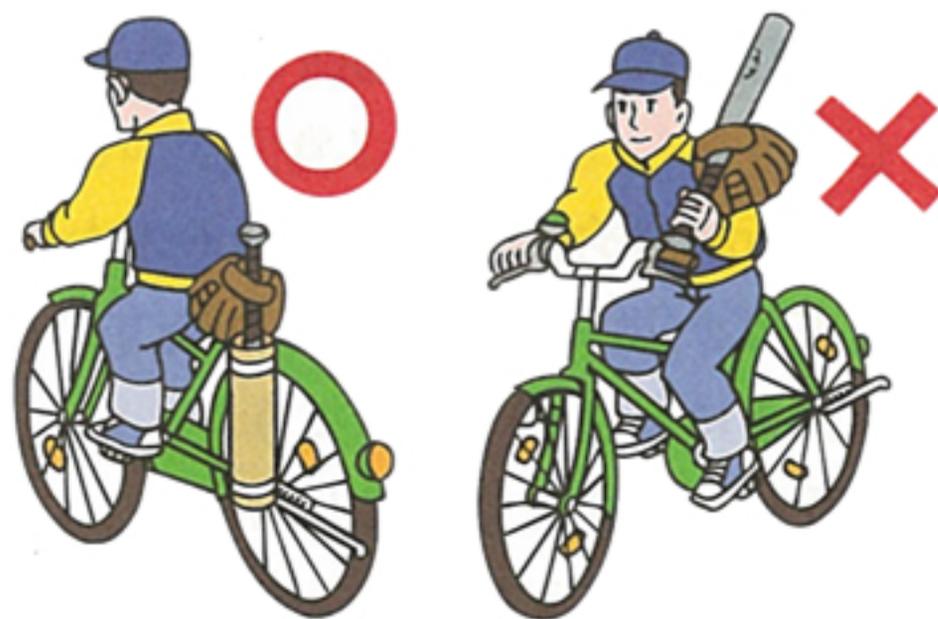


- ズボンのすそは、しばるか、ピンなどでとめるようにしましょう。ズボンのすそがひらひらしていると、ギヤにはさまって、危険です。



エ 荷物を積むときの注意

- 自転車に荷物を積むときは、視野を妨げるなど運転の支障となったり、片寄って自転車の安定が悪くならないよう、前カゴや荷台に固定するとともに歩行者などの迷惑にならないように注意しましょう。



また、荷台のひもが車輪などに巻きこまれないよう注意しましょう。

野球のバットや釣ざおなどを手に持ってハンドルを持つのも、非常に危険です。こんなときにはバットなどを入れる筒をつくって、荷台のわきに立てて取り付け、これにさし込んでいくなどの工夫が必要です。

オ 安全の確認と合図

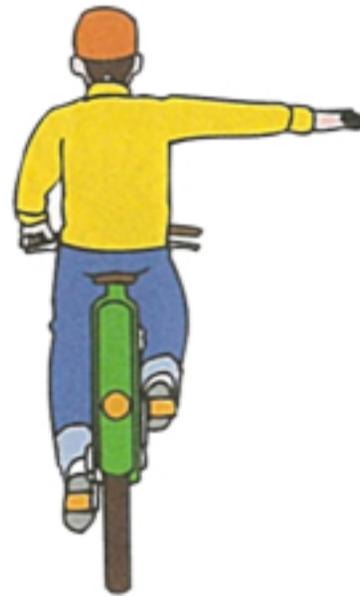
- 道路はみんなが利用するところですから、これからしようとする行動をほかの車などに知らせること（合図）は、安全のためにたいせつなことです。

発進、停止や右左折をするときは、必ず安全を確かめたのち、合図は早めに正しく行いましょう。

- ・ 停止の合図……右腕を斜め下に出す。
- ・ 右折の合図……手のひらを下にして右腕を横に水平に出すか、右側の方向指示器を操作する。
- ・ 左折の合図……右腕のひじを垂直に上に曲げるか、左側の方向指示器を操作する。



停止の合図



右折の合図



左折の合図

- 進行中にいきなり進路を変えることは、たいへん危険ですからやめましょう。
- 走行中は合図をする場合のほかは両手でハンドルをしっかりと握り、前方ばかりでなく、側方や後方の車の動きにも注意しましょう。

カ 正しい発進と停止の仕方

- 自転車に乗るときは、見通しのきく道路の左端で、左側から自転車にまたがり右足をペダルにかけます。次に後方と前方の安全を確かめ右足から踏み出しましょう。片足で地面をけって、



ヒラリとサドルにまたがる発進のし方は危険ですからやめましょう。

- 停止するときは後方の安全を確かめ早めに合図を行い、静かに後輪のブレーキをかけてじゅうぶんに速度を落としながら、道路の左端に沿って左足を地面につけ停止し、左側におりましょう。

後方の安全確認も手の合図もしないで、まだ止まらない自転車からヒラリと飛び降りて止まることもやめましょう。

キ ブレーキのかけ方

道路を走っているときに、信号機や道路標識・標示、その他の交通の状況

急停止するとき以外は後輪のブレーキ（左ブレーキ）を使いましょう



によって、徐行したり、停止したりする場合には、後輪のブレーキ（左ブレーキ）のレバーを静かに締めて、スピードを加減するようにします。

みだりに、急ブレーキをかけると、後ろからくる車に衝突されたり、スリップして転倒したりする危険があるので注意しましょう。

やむを得ず急停止する場合には、両方のブレーキを強くかけましょう。



5 安全な走行

ア 自転車の通るところ

(ア) 車道通行の原則

- 自転車は、自動車と同じく車道を通ることが原則（車道通行の原則）です。その場合、道路工事などの場合を除き、車道の左端に沿って通行しなければなりません。

右側通行は法律違反となるばかりでなく、互いに、正面衝突することになるので大変危険です。

- 自転車は、路側帯を通ることができます。しかし、歩行者の通行に大きな妨げとなるところや、白の二本線の標示（図1）のあるところは通れません。

路側帯は、左側の路側帯を通るようにしましょう。自転車が車道に戻ったとき、右側通行にならないようにするためです。

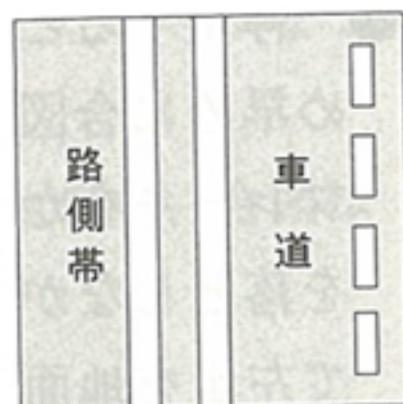


図1

- 普通自転車は、自転車道のあるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通らなければなりません。自転車道は、自転車のみが通ることができる道路です。

(イ) 歩道を通行できる場合

普通自転車は、次の場合に限り、歩道を通ることができます。

- ・ 自転車歩道通行可の標識（図2）により、普通自転車が歩道を通行できるとき
- ・ 普通自転車の運転者が、児童、幼児、70歳以上のお年寄り、身体障害者であるとき
- ・ 道路工事や連続した駐車車両などにより車道の左側を通行することが困難なときや、車の通行量が非常に多くかつ、車道の幅が狭いなどのため、追越し車両との接触の危険があるときなど普通自転車の安全のために歩道を通行することがやむを得ないとき



図2

ただし、歩道を通行できる場合でも、警察官や交通巡視員が歩行者の安全を確保するため、普通自転車に歩道を通行してはならない旨を指示したときは、その指示に従わなければなりません。

また、歩行者の通行を妨げ、または歩行者の安全をそこなうおそれがあるときは、歩道では自転車からおりて押して歩くようにしましょう。

(ウ) 歩道を通行するときの歩行者優先

普通自転車は、歩道の車道寄りの部分（歩道に白線と自転車の標示がある場合には、それによって指定された部分（図3））を徐行しなければなりません。

歩道は、普通自転車が歩道を通ることができるときでも、歩行者が優先です。

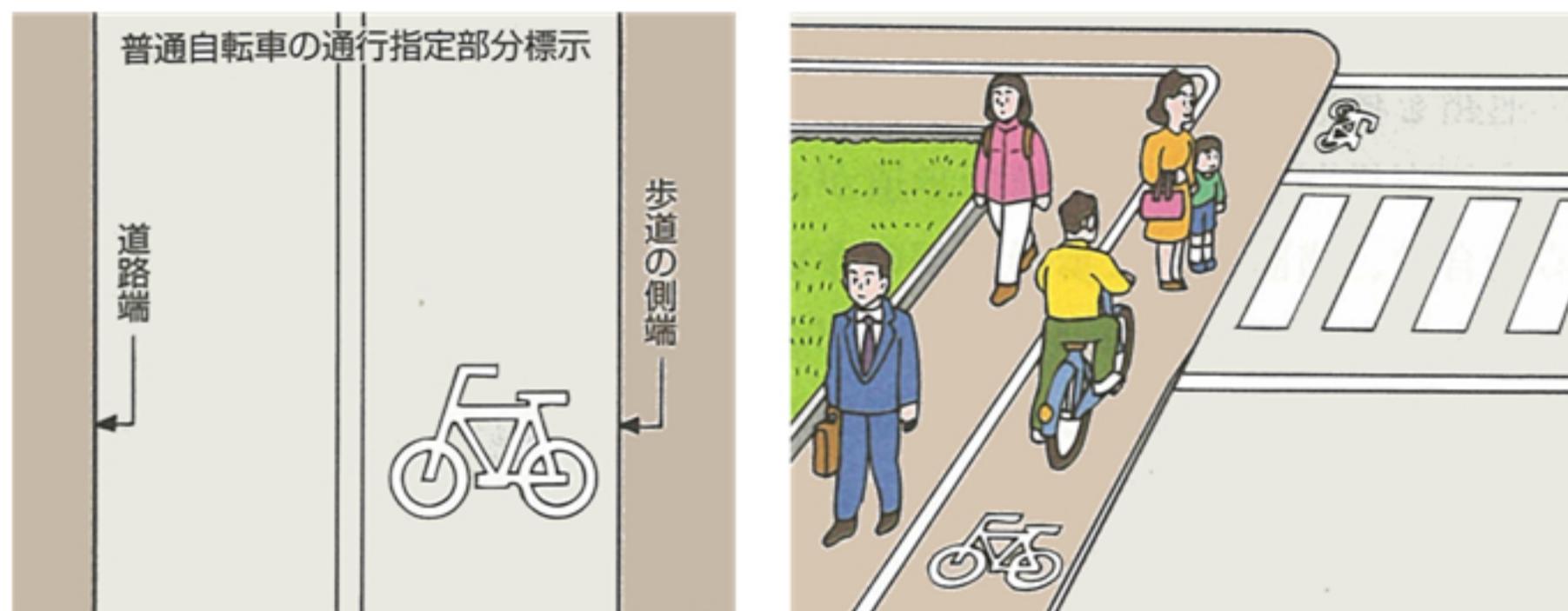


図3

・徐行義務

徐行とは、ただちに停止できる速度で進行することをいいますが、ふらつかない程度の最もおそい速度で、大人の早足程度の速度が目安です。

ただし、普通自転車の通行指定部分を通行し、または通行しようとする歩行者がいなく、普通自転車は、歩道の状況に応じた安全な速度と方法でその部分を通行できます。歩道の状況に応じた安全な速度とは直ちに徐行に移ることのできる速度で、大人のランニング程度の速度が目安です。

・一時停止義務

歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止しなければなりません。

イ 横断のし方

(ア) 自転車横断帯があるとき

道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯がある場合には、自転車横断帯を通らなければなりません。

(イ) 自転車横断帯がなく、横断歩道があるとき

道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯がなく、横断歩道がある場合は、横断歩道に歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれがないときは自転車に乗って横断歩道をわたることができます。この場合、自転車に乗っていても歩行者用信号に従わなければなりません。

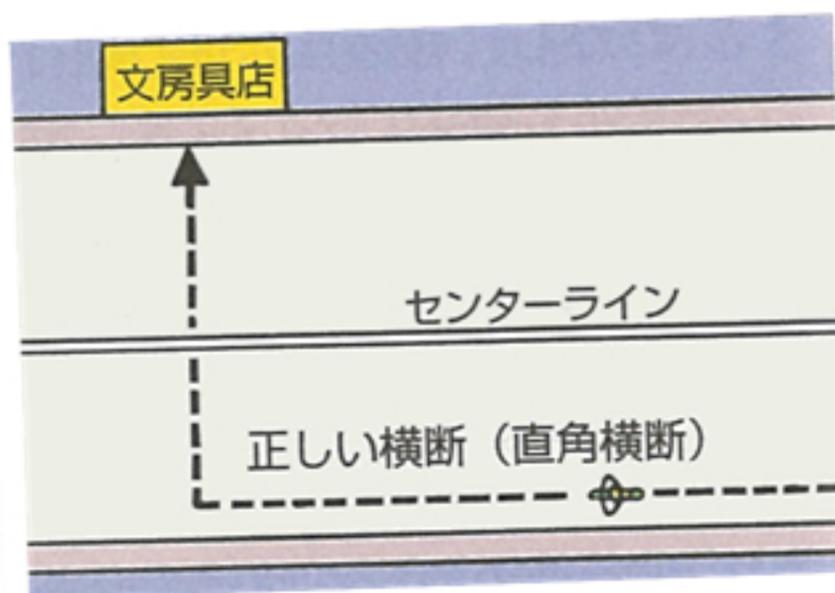
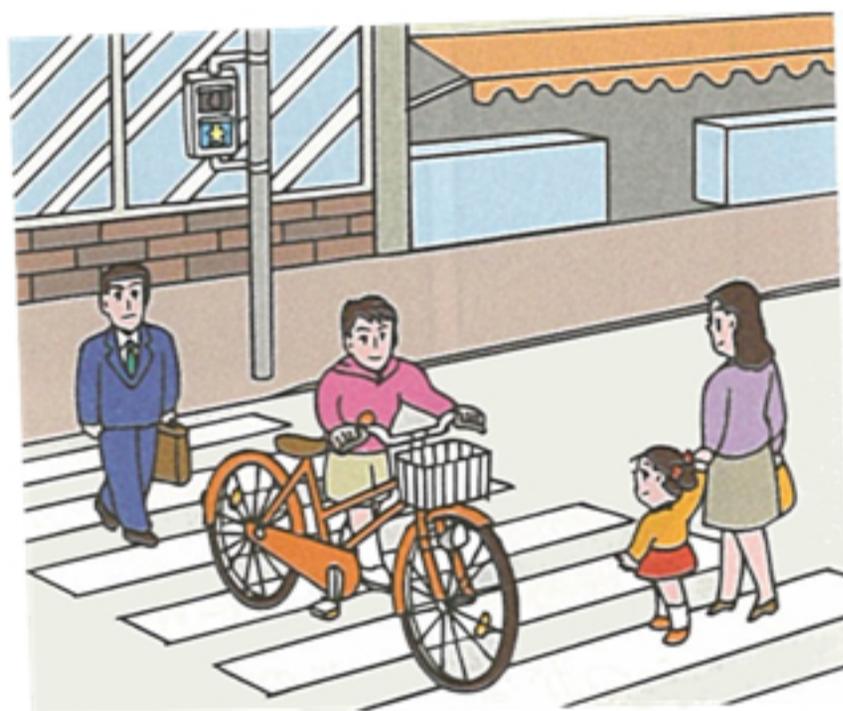
しかし、歩行者がいるときなどは、自転車からおり、歩行者の通行の妨げとならないよう自転車を押して横断歩道をわたらなければなりません。

(ウ) 自転車横断帯も横断歩道もないとき

道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯も横断歩道もない場合には、右左の見通しのよいところを選んで、自動車が来ないことを確認して、道路を直角にわたります。

斜め横断は、道路を横断する距離が長くなり、自動車との事故のおそれが高くなるから絶対にやめましょう。

自転車で転回しようとするときは、一旦停止し、横断の方法によって道路の反対がわにわたり、自転車の向きを変えるようにしましょう。



ウ 交差点の通り方

(ア) 交差点に入るとき

自転車事故でいちばん多いのは、「飛び出し」によるものです。

- 信号が青になってから横断しましょう。

なお、歩行者用の信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合や横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。この場合の自転車に対する信号の意味は表のとおりです。

- 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

- ・ 一時停止の標識（図1）のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。
- ・ 交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通らしましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険です。必ず一時停止をして安全を確かめましょう。

青色の灯火 	自転車は直進し、左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変え、進むべき方向の信号が青になるのを待ちます。
青色の灯火の点滅 	自転車は横断を始めてはいけません。しかし、青色の灯火の点滅に変わったときに停止位置に近づいていて、安全に停止することができない場合は進むことができます。
赤色の灯火 	自転車は横断を始め、または停止位置を越えて進んではいけません。交差点ですでに左折している自転車は、左折方向の信号が赤でも進むことができます。交差点ですでに右折している自転車は、右折方向の信号が赤のときは、その右折している地点で停止していなければなりません。



図1



(イ) 左折の仕方

- 左折するときは、後方の安全を確かめ、早めに左折の合図を行い、できるだけ道路の左端に沿って十分速度を落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がらなければなりません。(図2)



図2

(ウ) 右折の仕方

- 信号機などにより、交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の左端に沿って十分速度を落とし、向こう側の角まで直進します。角の手前で後方の安全を確かめ停止の合図を行い、いったん止まり、その地点で自転車から降りて、自転車の向きを右に変え発進の準備をします。対面する信号が青になってから前後左右の安全を確かめ、交差点の左端に沿ってゆっくり進まなければなりません。(図3)

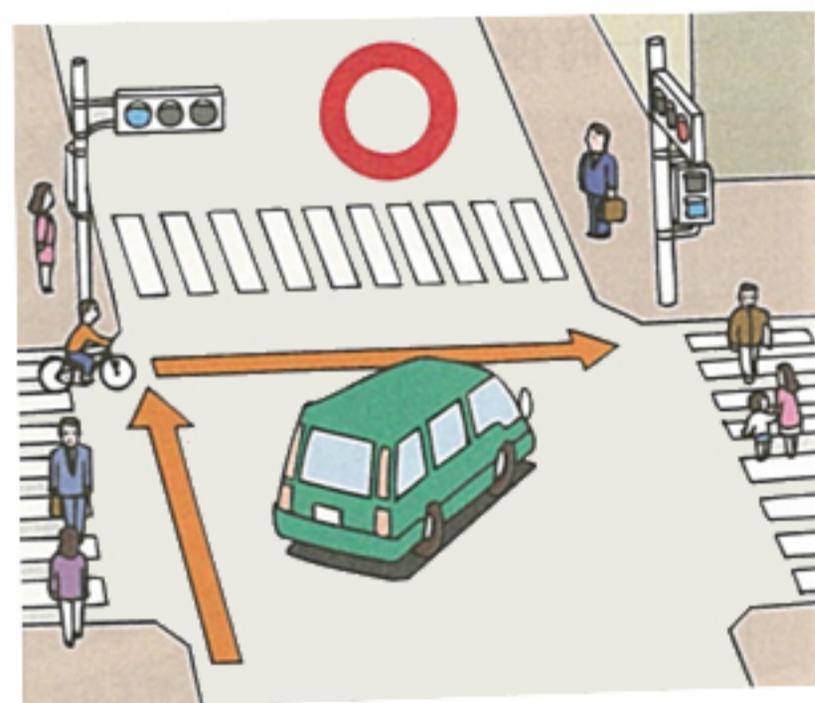


図3

なお、赤信号や黄信号であっても、自動車は、青の矢印によって右折できますが、自転車は進むことができません。(図4)

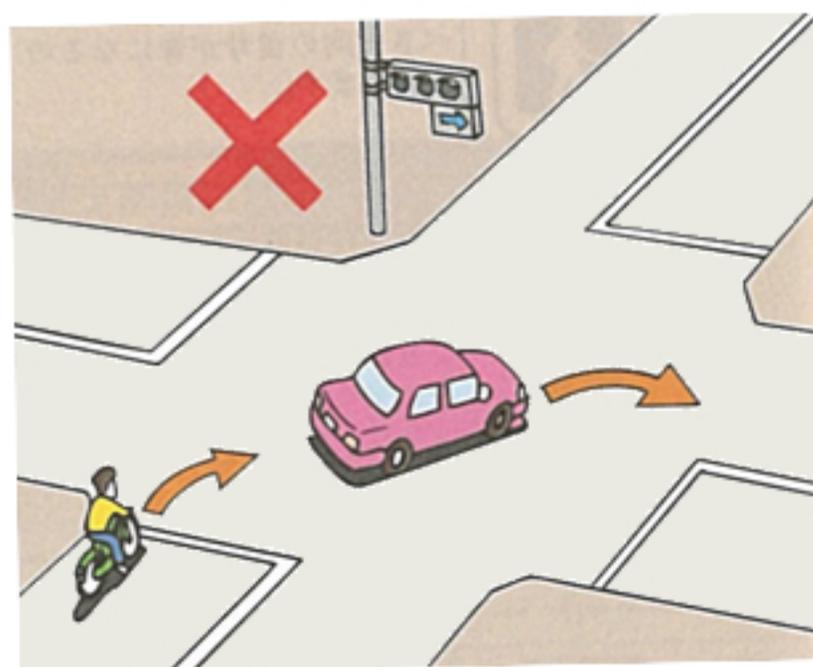


図4

- 交通整理が行われていない交差点では、後方の安全を確かめ、早めに右折の合図を行い、できるだけ道路の左端によって、交差点の向こう側までまっすぐに進み、さらに安全を確かめ十分速度を落として曲がらなければなりません。通行する車が多くて、危険な場合は信号機のある交差点の右折と同じように、交差点

の向こう側でいったん止まるように
しましょう。この場合は右折の合図
はいりません。(図5)

(I) 普通自転車交差点進入禁止の標識 があるとき

- 普通自転車は、交差点やその手前
に交差点への進入を禁止する標示(図
6)があるときは、その交差点へ進
入することはできません。この場合
は、その左側の歩道に乗り入れ、自
転車横断帯を通過して交差点をわたり
ましょう。

(オ) 交差点での注意

- 交差点では、直進、左折、右折い
ずれの場合でも、後方から左折する
自動車に巻き込まれる危険がありま
す。

このようなときは、後方の安全を
確かめ交差点の相当手前で一時停止
し、車を先に左折させてから発進す
るようにしましょう。(図7) また、
大型車の左側は、運転者から見えに
くいので、大型車の左側に並んで一
時停止することは、非常に危険です。

- 前方から直進し、または右折する
自動車に気をつけましょう。信号機
のない交差点で右折するときは、前
方から直進し、または右折する自動
車と衝突する危険があります。

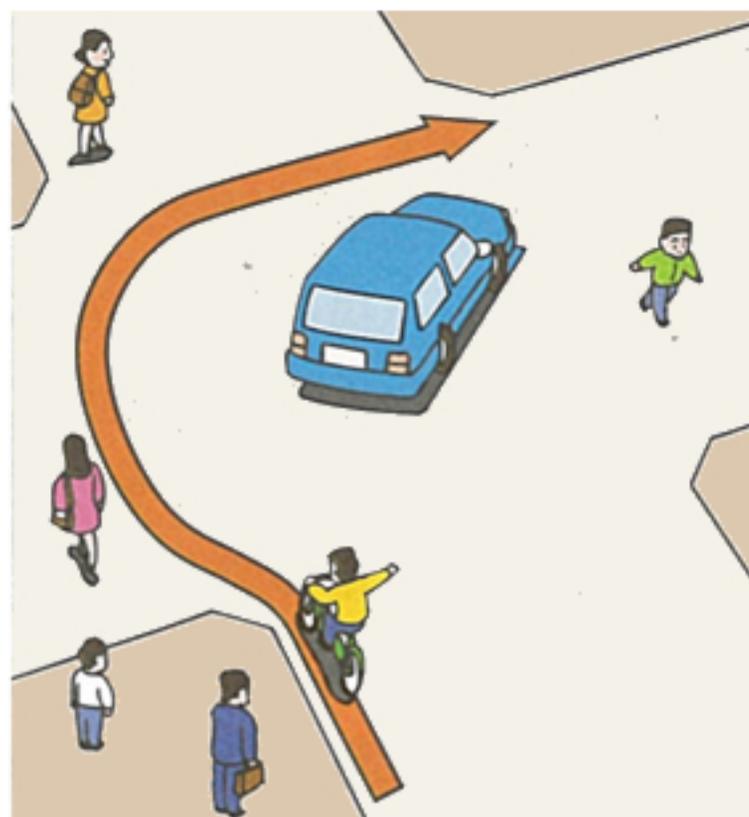


図5

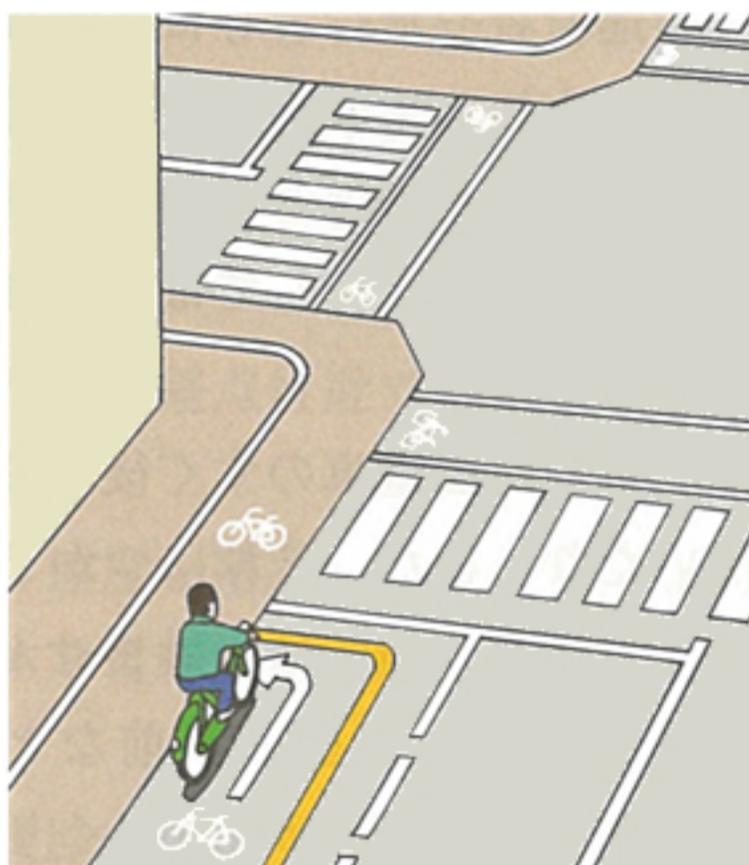


図6



図7

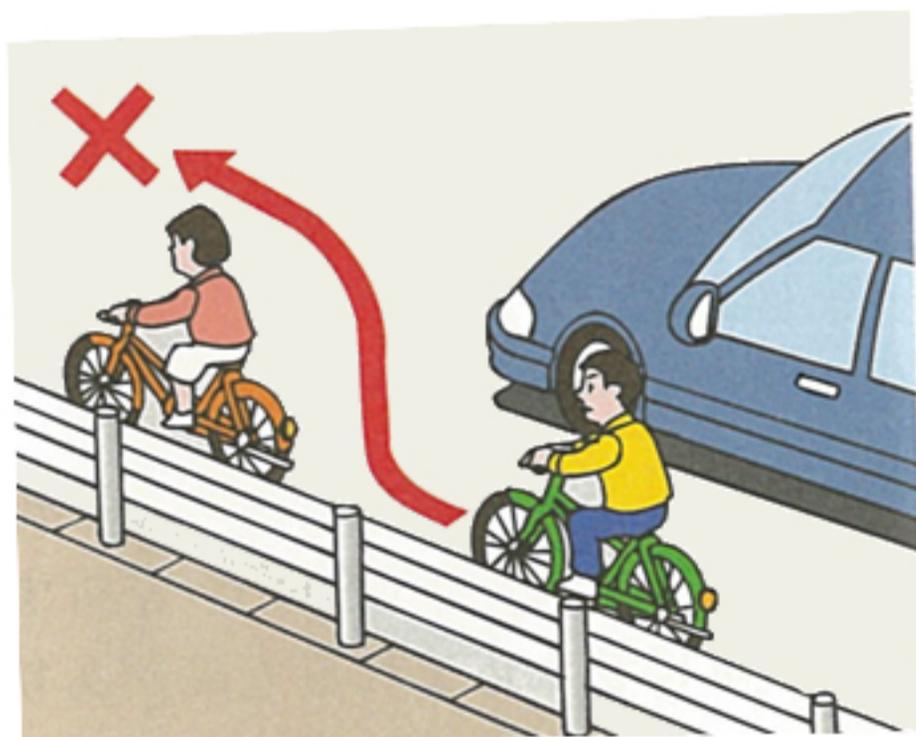
- 自動車の運転者が自転車の存在を認識しているかを確認し、できるだけ運転者とアイコンタクトを取りながら通行しましょう。

エ 走行上の注意

自転車に乗る場合は、次のような危険な走り方をさけるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。

- 自転車は急ブレーキをかけると転倒しやすく、速度を出しすぎると運転が難しくなるので、天候、時間帯、交通の状況などに応じた安全な速度で走りましょう。

- ライトの点灯は、前方の安全を確認するだけでなく、自動車の運転者や歩行者等に自転車の存在を知らせるものでもあるので、夜間や暗いところでライトをつけずに走行してはいけません。



- 車や路面電車のすぐ後ろに続いたり、また、それにつかまって走ったりしてはいけません。

- 交差点や踏切の手前などで停止している車やゆっくり進んでいる車があるときは、その前に割り込んだり、これらの車の間をぬって前へ出たりしてはいけません。



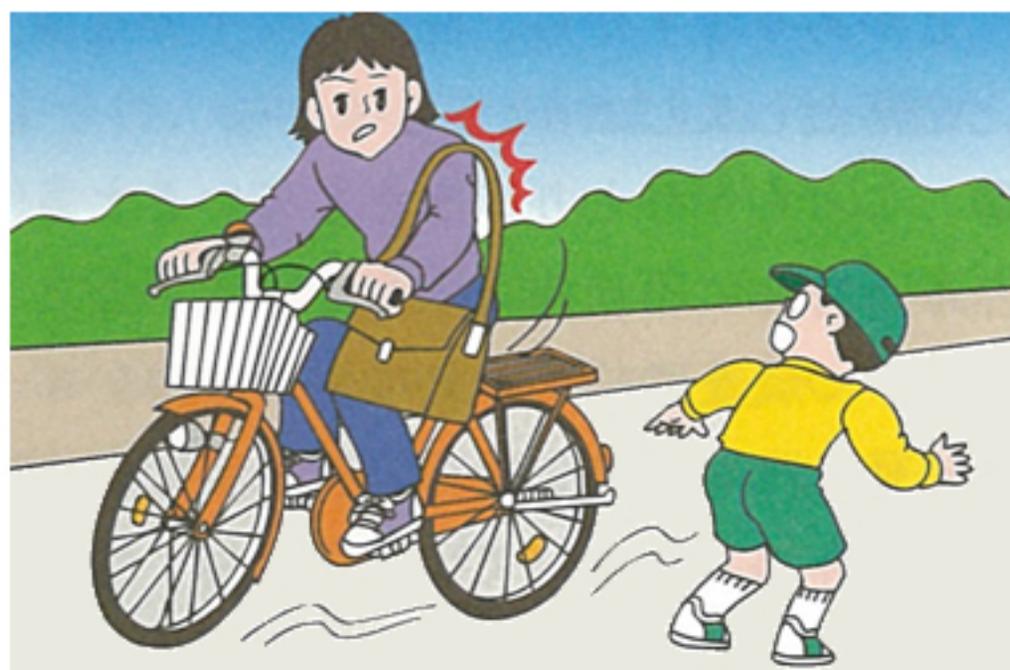
- ほかの自転車と並んで走ったり、ジグザグ運転をしたり、競走したりしてはいけません。しかし、普通自転車は「並進可」の標識(49ページ参照)のあるところでは、二台まで並んで走ることができます。

- 携帯電話の通話や操作をしたり、かさをさしたり、物をついだりして片手で運転することや、ヘッドフォンの使用などによる外の音が十分に聞こえない状態での運転は、不安定になったり



り周囲の交通の状況への注意がおろそかになるのでやめましょう。

- 警音器（ベル）は、見通しのきかない交差点などを通行するときや、危険を防止するためやむを得ないときのみを使用し、歩道などでみだりに警音器（ベル）を鳴らしてはいけません。
- 歩道から車道、車道から歩道への乗り入れは、車道や歩道の安全を確かめた上で行き、歩道から車道に乗り入れる場合、右側通行にならないようにしなければなりません。
特に、ひんぱんな乗り入れをくり返したり交差点付近での歩道から車道への乗り入れは危険なのでやめましょう。
- 歩道で自転車どうしが行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。
- 駐車車両の側方を通過する場合などで進路変更をするときは、後方の安全を確かめましょう。
- 乗客の乗降のため停車中のバスなどに近づいたときは、道路の左側端に停止して、待つようにしましょう。
- 車道では、接近してくる自動車を意識し、できるだけ運転者の死角にならないように走行しましょう。
- 物を肩にかけたりして乗るのはやめましょう。



カバンなどを肩にかけて走ると、走行中に体の前面にまわってきたりして、安全な運転を妨げます。

- 路面が凍りついているところや、風雨が強くなってきたときは、自転車からおりて押して歩きましょう。

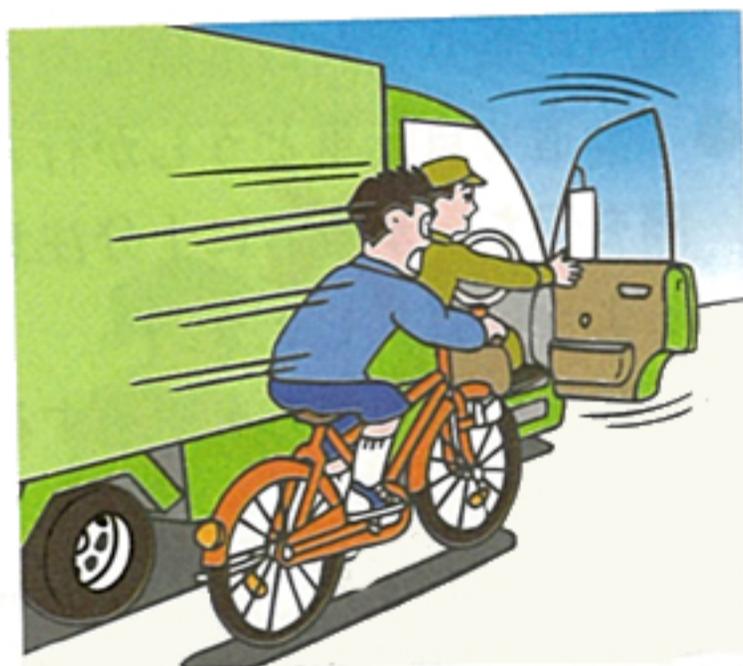


- 昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければなりません。また、

前からくる車のライトで目がくらんだときは、道路左端に止まって対向車が通り過ぎるのを待ちましょう。

オ 歩行者に対する注意

- 歩道を通るときは、すぐ停止できるような速度で徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げそうになるときは、一時停止しなければなりません。
- 自転車が通行することができる路側帯や歩行者用道路を通る場合は、歩行者の通行を妨げないように注意し、十分速度を落とさなければなりません。
- 止まっている自動車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、自動車のかげから歩行者が飛び出したりすることがありますから、注意して十分速度を落としましょう。
- こどもがひとり歩きをしているときや、身体の不自由な人が歩いているとき、つえをついて歩いていたたり車いすを使っていたり、その通行に支障があるお年寄りが歩いているときは、危険のないように一時停止するか、十分速



度を落として通行を妨げないようにしなければなりません。

- 歩行者の側方を通過するときは、歩行者とのあいだに安全な間隔を保つか、徐行しなければなりません。
- 自転車が車道を通行して、横断歩道に近づいたときは、横断する歩行者がいないことが明らかな場合のほかは、横断歩道の直前（停止線があるときはその手前）で停止できるように速度を落として進み、歩行者が横断しているときや、横断しようとしているときは、横断歩道の直前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。
- 横断歩道のない交差点やその近くで歩行者が道路を横断しているときは、歩行者の通行を妨げてはなりません。
- むかるみ、水たまりなどのあるところを通行するときには、泥や泥水をとばして他人に迷惑をかけることのないようにしましょう。

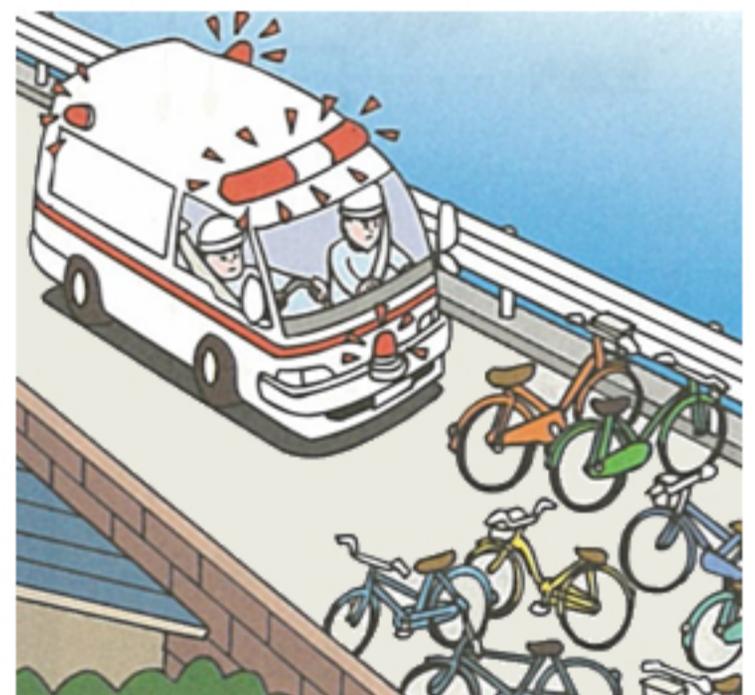
カ 自転車を止めるところ

自転車を駐車するときは、駐車禁止以外の場所に、歩行者や他の車の通行のじゃまにならないようにしなければなりません。

自転車駐車場があるときは、必ずそこに駐車しましょう。駅前やスーパーマーケットの付近などでみられる大量の放置自転車は、町の美観を損ねたり、交通の妨害になるばかりでなく、災害時などに消防車、救急車の通行を妨げたりして大変危険なものです。

自転車を駐車中に盗まれないように、必ずかぎをかけましょう。また、自転車には、必ず防犯登録を受けましょう。

防犯登録は、自転車法（通称）に基づき義務化されたもので、自転車店で防犯登録すると、防犯登録シールを貼ってくれます。防犯登録シールは盗難防止のほか、盗難にあった際、所有者の特定、早期返還の利点があります。



キ 踏切のわたり方

- 踏切では必ず手前で安全を確認し、停止の合図をして自転車から降りて左右の安全を確かめ、自転車を押してわたしましょう。
- 電車（列車）が通りすぎても、すれ違いに別の電車（列車）がくることがありますので注意しましょう。

